

合邦下のスコットランド

—— スコットランド人のアイデンティティ ——

小林 照 夫

要 旨：

合邦ではじまったスコットランドにとっての18世紀は、国家が消滅し、イングランドに対する依存と従属の幕開けであった。それは政治的独立の喪失という負の論理の始期でもあった。それだけに、合邦後のスコットランド人の歴史は、グレート・ブリテン内での彼らのナショナル・アイデンティティ (national identity) の奪回という形のスコティッシュネス (scottishness) と、国家なきネイション (nation)、換言すればブリティッシュネス (britishness) としてのアイデンティティ、そうした二重のアイデンティティの葛藤の中ではじまった。そんな歴史がスコットランド人の「権限の委譲」(devolution) にかけた執念の源なのかも知れない。

そこで本稿では、スコットランドの二重のアイデンティティがはじまった合邦と、その下でのスコットランド人が選択に直面した最初の史的事象、ジャコバイトの反乱、麦芽酒税への抵抗、植民地の参入等の史的事象を骨子に、スコティッシュネスとしての負と正の論理を史的キャンバスに載せ描き上げることにある。

キーワード：

- ① グレート・ブリテンの誕生、② 合邦、③ スコティッシュネス、
- ④ ブリティッシュネス、⑤ ジャコバイト、⑥ タバコ貿易

1. はじめに

スコットランドは、1603年にイングランドと同君連合を組み、1707年に合邦した。そこに近代史上最強の国家グレート・ブリテンが誕生した。しかし、スコットランドにおいては問題がなかったわけではない。同君連合以降、スコットランドは独立した王国とはいえ、アイデンティティはイングランドへの同化を余儀なくされ、王室と議会の間には軋轢が生じ、弱小国スコットランドの政治は常に脆弱で不安定な状況に置かれていた。そう

した状況を、愛郷家スコットランド人のなかには、スコットランドの「暁闇」とか、「黄昏」とかと称した者もいた。そうした17世紀であったがゆえに、合邦が現実のものになったのかも知れない。

とはいえ、周辺のヨーロッパ諸国と伍して経済の自立化に奔走してきたスコットランドにとっては、独立国としての意地もあって、合邦を前提にした「議会連合」を受け入れるにはそれなりの覚悟と準備が必要であった。スコットランド内では、広義でのローランドとハイランドの確執、狭義での宗教的問題での長老派教会と主教制教会、長老派教会に異議を唱える諸宗派との反目、その他親イングランド派の貴族や議員と反イングランド派の人たちのヘゲモニー争いなど、権力奪取抗争に係わる問題だけでも複雑な様相を呈していた。しかし、そうした複雑な状況下であったが、イングランドの大蔵卿ゴドルフィン伯爵（1st Earl of Godolphin, Sidney Godolphin）をはじめとした閣僚たちの懐柔策が功を奏した。彼らはスコットランドの有力貴族、国会議員、バラ（Burgh）のコミッショナー、聖職者といった権力者への買収を介して、「議会連合」（Union of Parliaments）を画策した。その賄賂は条約交渉を円滑にする潤滑油になったともいわれている。合邦はイングランドにとって殊の外スムーズに展開した。そのため、愛郷家スコットランド人の中には、現在でも、1707年の「議会連合」を採り上げて、「スコットランドが金で売買された屈辱的な出来事」と、その折のイングランドの懐柔策を、悔しき顛わに回想する者もいる。

合邦ではじまったスコットランドにとっての18世紀は、国家が消滅し、イングランドに対する依存と従属の幕開けであったがゆえに、政治的独立の喪失という負の論理の始期であったことも確かである。それだけに、合邦後のスコットランド人の歴史は、グレート・ブリテン内での彼らのナショナル・アイデンティティ（national identity）の奪回という形のスコティッシュネス（scottishness）と、国家なきネイション（nation）、換言すればブリティッシュネス（britishness）としてのアイデンティティ、そうした二重のアイデンティティの葛藤の中ではじまった。そんな歴史がスコットランド人の「権限の委譲」（devolution）にかけた執念の源なのかも知れない。

本稿では、スコットランドの二重のアイデンティティがはじまった合邦と、スコットランドが合邦下で、スコットランド人としての選択に直面した最初の史的事象ともいえるジャコバイト、麦芽酒税、植民地の参入等の諸問題を骨子として、スコティッシュネスとしての負と正の論理を、史的キ

キャンバスに載せ描き上げることにある。

2. グレート・ブリテン王国の誕生

—「合邦条約」案の内容と審議経過—

愛郷家スコットランド人の中には、現在でも、1707年の両議会統一（Union of Parliaments of Scotland and England）について、「スコットランドが金で売買された」屈辱の出来事として捉えている者がいる。その「議会連合」（グレート・ブリテン（Great Britain）誕生）の話し合いは1706年にはじまった。先ず同年2月27日にスコットランド交渉員が、そして、同年4月10日にはイングランド側交渉員が、それぞれ32名ずつ指名された。第1回目の両代表団による会合が、同年4月16日に、ホワイトホール宮殿（the Palace of Whitehall）のcockpit（the Cockpit）の間で行われた¹⁾。

「議会連合」は「合邦」を意味し、先述したように、それは新しい王国グレート・ブリテンの誕生を意味した。そのための「合邦条約」（Union of England and Scotland）案の同意を図る会議が、両国の交渉員の間でおおよそ3ヶ月間行われた。同意をみたのは1706年7月23日であった²⁾。その間、討議に時間を要した議案は、課税、議会代表権、法律、司法についてであった³⁾。しかし、合邦反対派は、両代表団で討議された条約案は、イングランドの将来を担うものであっても、スコットランドにとっては益にはならないとして、声を荒立てた。そのため、内閣は国会の会期にあわせて民意の調整に奔走した。

1706年10月に調整がつき、同月10月3日、国王代理としてクイーンズベリー公爵（Duke of Queensberry）が「合邦条約」案をスコットランド議会に上程した。スコットランド議会での一般的討論は10月末に終了したが、この合邦はスコットランドの民衆の間では必ずしも好意的に受け入れられてはいなかった。10月23日に、エディンバラ（Edinburgh）では合邦反対の騒乱が起こり、翌月にはグラスゴー（Glasgow）でも暴動が発生した。そうした経緯はあったが、スコットランド議会では1706年11年2日から「合邦条約」に関する審議に入った。議会審議の結果、翌年の1707年1月16日に、110票対67票で全条項25条についての可決がみられた⁴⁾。そしてその後、同年の2月から3月にかけて、イングランド議会でも審議が行われ、変更点なく決議された。スコットランド議会でのその条約の批准は、1707年1月

16日で、その日に法制化された⁵⁾。実際の「合邦条約」は、第一条に基づき、1707年5月1日に統一国名をグレート・ブリテンとし、その国家の下で発効することになった。そして、グレート・ブリテンの第一回議会（連合王国議会）が同年10月23日に開催された。

「合邦条約」の主要な条項については次のように概括することができる。第1条は、グレート・ブリテンの名称による王国の統合であり、第2条はイングランド法が定めるハノーヴァー（Hanovers）家王位継承をグレート・ブリテンに適応するものであり、第3条はグレート・ブリテンの議会が唯一連合王国を代表とするものとした。これら3条項をもって独立国としてのスコットランドは消滅した。第4条では連合王国民の連合王国・連邦・植民地での通商と航海の自由を認めた。第5条は船籍、第6条は貿易に関する税制の問題が、そして、第7条はアルコール税に関するもので、原則的にはイングランド税に基づく統一であった。第8条は塩について、第9条は地租に関するもので、スコットランドについてはイングランドの40分の1と見積もり、優遇措置をとった。第10条は印紙・高級皮紙等に関して、第11条は窓や灯りに関して、第12条は石炭、クウム炭等に関して、第13条はモルトに関して、第14条は課税措置に関して、そして、第15条では保障措置について定められていた。第16条、第17条は鑄貨、鑄造、度量衡についての規定である。第18条は公的権利、政策、市民政府に関して規定し、第19条は高等民事裁判所等の存続を、第20条、第21条は裁判制度や世襲権などを規定している。第22条は連合議会における議員構成数について定めたものである。そこでは、スコットランドについては上院（貴族院）16議席、下院（庶民院）については45議席に規定されていた。第23条は16議席を占めたスコットランド貴族の処遇、第24条は連合王国の国璽の統一を規定している⁶⁾。

スコットランド側での「合邦条約⁷⁾」条項の議論に時間が割かれたのは、ファルガスン（William Ferguson）が記述しているように、第15条と第22条であった⁸⁾。第15条での補償制度の導入、それに伴う39万8085ポンド10シリングがスコットランドに対するイングランドの債務分担、ダリエン計画（Darien Venture）の失敗から生じた投資家への補償といった形での“the Equivalent”（代償金）が賄われることになるが、スコットランド人の一部の間ではその代償金を“bribe”（賄賂）と称した⁹⁾といわれるように、その中身については議論をみた。確かに、それを「合邦に向けての賄賂」と受

け止めたスコットランド人もいたが、この補償金は、合邦後スコットランドでの消費税増税によって賄われ、イングランドには実害がなかったことを思えば¹⁰⁾、「賄賂」どころか「まやかし」であり、その間のスコットランドでの議論は一体何であったのかということになる。

第22条での議員数については、スコットランド側は慎重に取り組んできたが、最終的には下院513対45、上院（貴族院）190対16に決着した。大差をみたのは人口や所得に応じて議席数を割り出したためであった。人口については5対1、税収からの所得比については38対1という割合に基づいた。しかし、議席の割り出しを人口と所得比に求めたために、両比率の乖離が大きいということで、議席数の審議は難航した¹¹⁾。議席数の割当についても、イングランドの主張が通ったことで、連合議会におけるスコットランドの政治的影響力は失われた。スコットランド議会が単独で機能していた段階では、その議席数は200ほど数えていたが、それが10分の1に激減したことになった。しかし、第23条には、合邦後16議席を占める上院（貴族院議員）の貴族には、イングランド貴族と同等の特権を有したグレート・ブリテンの貴族になることが規定されていた。また、連合条約委員の役目を果たした人たちにも、イングランドの爵位が与えられた¹²⁾。

スコットランド側からみれば、合邦に追い込まれた形になり、多くの矛盾と不満を抱え込んだ。しかし、スコットランドはそうした現実を抱え込んでいたが、「合邦条約」には成文法としての憲法の形態がとられていなかったことや、条約の見直しや条約侵犯防止措置等にとっても、すべてが新設されたグレート・ブリテン議会での審議に委ねなければならなかった。第25条はそのことを規定していた。そこには、合邦後、双方の国における法や条令で反駁する場合には、「これらの条項は一時停止し、議会において明白とされることとする」といった主旨のことが記載されている。ところが、両院にみるイングランドとスコットランドの議席数が、下院513対45、上院（貴族院）190対16に決着したことで、その差が余りにも大きいため、スコットランドが不利益な取り扱いを受け、その不利益を議会の議案にしたとしても、議会審議で覆すことは難しい状況にあった¹³⁾。

合邦後、「合邦条約」の第1条から第3条によって、スコットランド人は国家を喪失した国民になった。1702年にスコットランドの大法官になり、合邦協議の一員に加えられた初代シーフィールド伯爵（1st Earl of Seafield）、ジェームズ・オギルヴィ（James Ogilvy）が、合邦に関する議会投票の折に

詠ったといわれている「今古き歌は終焉する」(Now there's an end of an auld sang.) は、スコットランドの状況を的確に表現している¹⁴⁾。

グレート・ブリテン王国が誕生したが、その「合邦条約」とは別に、教会や教育問題等については両国間で存続が定められた¹⁵⁾。特に教会問題については「スコットランド教会保全法」(Act for Security of Church of Scotland) を可決したことから、「一国家二国教制度」がとられることになった。もう一つは教育問題であるが、これもまた長老派教会と深い係わり合いを持つものであった。スコットランドの教育はノックスの先見的な考え方に負うところが多く、彼が係わった『規律の書』(*The First Book of Discipline*, 1561) には、「罪を犯すことのない人間に育てる教育の制度なくして、規律の維持が不可能である」として、学校と大学についての一章が設けられている。そこには、全教区内の教師の任命、町の規模や知名度による学校教育機関や教育課程の編成、貧富の差に係わりない教育の義務化などが言及されている¹⁶⁾。合邦後、長老派教会がスコットランドの教会として位置づけられたことから、スコットランドの教育の根幹は生き続けた。

そうした経緯と問題点について、松井理一郎は次のように整理している。「特に教会問題は複雑であり、条約成立の阻害要因と考えられたからです。条約交渉の段階において、一国家二国教制度は前例がなく、その永続性に疑問があるとする意見が少なくありませんでしたが、結局国教会に対する保証は条約締結上不可欠であるとの政治判断が優先しました。以上の過程を経てスコットランド独自の宗教・法律・教育に関する制度的市民社会の法的根拠が確定しました。又連合条約交渉においてスコットランドは連合を『連邦制』或は『商業特権を持つ部分連合制』とすることを提案しましたが、イングランドは両制度とも連合の永続性と効果の観点から疑問があるとしてこれを退け、『全面的且つ堅固な統合』の実現に固執した経緯があります¹⁷⁾」と。そうした「全面的且つ堅固な統合」にイングランドが踏み切った背景には、当時スコットランド内にはフランスの軍事的支援が見え隠れしていたジャコバイトの一派があって、その一派に精力を割くことは得策ではないと考えていたからである。

3. ジャコバイトの蜂起の史的背景

— ジャコバイトの反乱を支えたスコティッシュネス —

イングランドが懸念していたジャコバイト (Jacobite)¹⁸⁾ とは、1688年ジェームズ7世 (イングランドでは2世) とその長子、スコットランド王位継承者であるジェームズ・フランシス・エドワード・スチュアート (James Francis Edward Stuart) 並びにその家系を支持する一派を称したもので、彼らによる蜂起は、1689年、1708年、1715から16年、1719年、1745から46年の5回に及んだ。1689年の第1回の反乱ではジャコバイト軍はピトロッホリー (Pitlochry) のやや北西方面に位置する山峡キリークランキー (Killiecrankie) で敗北した。合邦翌年の1708年の第2回の反乱は、ルイ14世 (Louis XIV、在位1643—1715) によってイングランド、アイルランド、スコットランドの王として処遇されていたジェームズ7世が指揮にあたるということで、5000名におよぶフランス軍兵士の指揮をマティニョン (Matignon) 元帥が執ることになった。また、フォルヴァン (Forbin) 指揮下の艦隊が武器と装備を輸送することになっていた。しかし、フランス艦隊に航海上の手違い等があり、戦略通りにフォース湾 (the Firth of Forth) に赴けなかったため、戦うことなく退散した¹⁹⁾。その戦いは不発に終わったが、ジャコバイトとフランスが結託してのフォース湾上陸計画ということで、その噂はグレート・ブリテン全体を危機に陥れかねないとして轟きわたった。

第3回のジャコバイトの反乱は1715年から16年にかけて展開した。それは、スチュアート朝最後の女王アン(の死去 (1714年) によるハノーヴァー家のジョージ1世 (George I、在位1714—27) の即位に伴う不満分子、ジャコバイト派で象徴されるスチュアート家の復活を望む人たち、合法的な王権の尊厳を重んじた王位継承正当主義者、ドイツ系の王系よりもスコットランドの王家を望むナショナリスト、カトリック信奉者や主教制教会の信奉者たちといった輩の肩入れで、表面化した²⁰⁾。そうした流の一部が、ジェームズ7世 (スコットランド国王) の息子、ジェームズ・フランシス・エドワード・スチュアート (James Francis Edward Stuart、別称、大僭称者 Old Pretenderといわれている) をジェームズ8世であるとして擁立したマー伯爵 (Earl of Mar, John Earskine)²¹⁾ の下で組織化され、ジャコバイト軍団として政府軍との戦いに出た。戦況は1716年まで続くが、ジャコバイト派の戦

局の陰りは1715年11月13日のシェリフミュアー（Sheriffmuir）の敗北にはじまった²²⁾。そのように3回目の戦いは翌年の1716年まで持ち込まれるが、実際には、ジェイムズ・フランシス・エドワード・スチュアートがピーターヘッド（Peterhead）に到着したクリスマス直前に終わった²³⁾。

1719年に4回目の反乱が起こった。この反乱はジャコバイトが首尾よくスペイン軍の援助を取りつけ決行したものである。しかし、スペインからの遠征隊が派遣されてきたが、悪天候のために大部分が四散した²⁴⁾。上陸したスペイン軍の一団とジャコバイトは、1719年6月10日にロック・アルシ（Lock Alsh）近くのグレンシール（Glenshiel）で対峙したが、ワイトマン（Wightman）少将指揮下の政府軍に破れた²⁵⁾。この戦いもジャコバイトの敗北に終わった。

1745年にはじまった5回目のジャコバイトの反乱は、ジェイムズ7世の孫チャールズ・エドワード・スチュアート（Charles Edward Stuart、別称、小僭称者Young Pretenderといわれた）が決起したものである。彼は同年7月23日、外へブリデズ諸島（the Outer Hebrides）のエリスカイ（Eriskay）に上陸し、味方を掻き集め、8月19日、インヴァネス州（Inverness-shire）のグレンフィナン（Glenfinnan）で挙兵した²⁶⁾。彼は挙兵し間もなくしてハイランドを足がかりにエディンバラを占拠した。その後パース（Perth）やスターリング（Starling）の主要都市を抑え、12月4日にイングランド領ダービー（Derby）に軍を進めた。ロンドン攻撃を前に、ダービーで作戦会議を開いたが、副官の一人マレー卿（Lord George Murray）をはじめとした将官の中には、スコットランドを手中に収めてのダービーまでの補給路問題に不安が募ったことや、兵卒として加わった者たちの故郷に残してきた家族への思い、飼育している家畜たちの問題が、彼らの望郷の念に変わり、ジャコバイト軍の士気は低下した。チャールズ・エドワード・スチュアートは進撃の続行を取り止めることを決断した。進撃を重ねてきたジャコバイトであったが、撤退の道程は険しく、1746年4月の最後の戦場カロデン・ムーア（Culloden Moor）では、後に「屠殺人カンバーランド」（Butcher Cumberland）の異名をとったカンバーランド公爵（Duke of Cumberland）が率いる政府軍に完膚なきまでに打ちのめされた。彼の「屠殺人カンバーランド」の異名は、その戦場での殺戮の凄まじさだけでなく、戦い終結後のハイランド住民に対する報復・残虐行為からも、起因したものであった²⁷⁾。

将兵は討ち死にしたが、チャールズ・エドワート・スチュアートは、スカイ島 (Isle of Skye) に渡りフランスに逃げ帰った。彼は短期間であったがスコットランドに君臨したということから、特にジャコバイト派が多いハイランドの人たちの間では、ハンサムで、勇敢な彼を、「素敵なチャーリー殿下」(Bonnie Prince Charlie) と呼んだ。その彼がフランスに逃げ帰ったこともあって、熱狂的なジャコバイト派の中には、彼の再度の蜂起に夢を託した者たちもいた。しかし、この5回目の反乱の敗北の痛手は大きく、ジャコバイトの蜂起そのものがこの乱をもって終焉した。そしてまた、「クロデンの戦い」での悲惨な敗戦、カンバーランドをはじめとした政府要人によるジャコバイトに対する厳しい戦後処理、そうしたことも加わって、スコットランドの一部の民の心の中にあったスコットランド王家からの王ないしは女王の即位という願いも、根こそぎ刈り取られた形になった。

その意味では、1745年から46年にかけてのジャコバイトの乱は、1707年5月1日に発効した「議会の併合」(the Union of Parliaments) の第1条 “...and for ever after, the kingdoms of England and Scotland should be united into one kingdom under the name of Great Britain” の規定に、物理的にも従うべき道筋をつける結果に終わった。また、この段階にいたると、先述した1703年のスコットランド議会によるイングランドを制するほどの意味を有した「安全確保法」(Act of Security and Succession) の問題提起そのものも、単なる過去の出来事と化し、その法の制定の意義までが消滅した。換言すれば、スコットランド人が自らの王国を堅持しようとした彼らの思いまでが、水泡に帰したということである。そういう意味では、5回に及ぶジャコバイトの乱が終結した時点で、ハイランドの地域住民、カソリックや主教派教会の信奉者等々、一体彼らの行動やジャコバイトにかけたその思いは何であったのかということになった。スコットランド人総体にとってのジャコバイトの乱に関する評価はともかくとして、ハイランドの地域住民やカソリックや主教派教会の信奉者にとっては、容易に説明のつかない思いと憤りがあったことは事実である。

スチュアート家による王位継承を求めたジャコバイトの中には、ハノーヴァー家王位継承問題に反対して立ち上がった人たちもいたが、彼らの掲げた課題が王家を中心としたスコットランドのナショナリズム (nationalism) に基づくものであったとすると、ジャコバイト派の消滅によって、彼らのナショナリズムの課題はどこに行ってしまったのだろうか。その種の疑問

が当然にして残る。しかし、他方では、それはナショナリズムではなく、リージョナリズム regionalism) であったと説く人たちもいる。確かにそうした解釈も成り立つ。スコットランド王国の経緯をみると、1328年のロバート1世 (Robert I, Robert I de Bruce、在位1306-29) と、エドワード3世 (Edward III、在位1327-77) との間の「エディンバラ条約」(Treaty of Edinburgh) によって、スコットランドでは独立王国としての権利を回復するが、当時は国を根幹とした国家主義的思考よりも民族的思考が強く、そうした思考形態をスチュアート朝の時代においても踏襲してきた観を呈していたからである。そして、そのことがスコットランドではハイランドとローランドに二分するような構造をつくりだすことになった。

スチュアート時代は初代国王ロバート2世 (Robert II、在位1371-90) にはじまり、同君連合の時代に入った一時期、共同統治のメアリー2世 (Mary II、在位1689-94) が死去すると、夫ウィリアム3世 (William III、在位1689-1702) が8年間イングランドとスコットランドを統治する。しかし、その後、メアリー2世の妹アン (Queen Ann、在位1702-14) が継承したことで、1371年から1714年に至る、ウィリアム3世の8年間を除いての335年間、その長き時代に亘って、スチュアート朝時代が続いた。その間、ジェイムズ1世 (James I、在位1406-37) からジェイムズ6世の諸王は、成人に達する前に王位を継承したために、時には摂政の名を借りた貴族間の政争が続き、イングランド流の国家主義に基づく絶対王政観が培われることはなかった。また、ジェイムズ6世の時代になると、同君連合のために、実質的にはスコットランドの王は不在の形になり、門閥の貴族がスコットランド議会を介して政治の実権を握るといった構図が展開した。そのために、スコットランド的の民族主義が温存されることになった。また、議会や宗教を通して、ハイランドとローランドの反目の構図が描きだされたように、そこでは、国民国家の覚醒を促すスコットランド全域を覆う国民主義が全面に開花することなく、領域的抗争だけが表立った。そして、ジャコバイトの反乱時には、フランスの影が見え隠れしたことから、ブリテン内に不穏な空気が高まる要因が醸成され、イングランドによるスコットランド抑圧策だけが、強固に振りかざされた形になった。

4. 酒税法の改正とスコットランドのウイスキー

— ウイスキー製造にみるハイランドとローランドの構図 —

日本の1960年代から70年代にかけての話であるが、海外に出掛けた日本人が持ち帰る土産といえばウイスキー（whiskyないしはwhiskey）であった。そして、その後の一時期には、外国帰りの日本人の手土産は一ランク上のコニャック類に変わった。それはともかくとして、ウイスキーは戦後一時期の外国帰りの日本人の土産の定番であった。今ではウイスキーを持ち帰る日本人の姿をあまりみない。ウイスキーのようなアルコール度の高い酒（そういえばウイスキーはspiritsということになる）自体が敬遠されるようになったのか、最近の日本人のドリンクといえば、居酒屋にとどまらず、ビールか焼酎、あるいは焼酎をベースにしたいわゆる焼酎カクテル類に変わってきている。最近の新聞（2010年）には、「古に流行した某国産ウイスキーのハイボール客が増えた」といった記事が載っていたが、それでも全体的にみればウイスキー党は古の数ほどではない。

ウイスキーといえばスコットランドの地酒のように考えられているが、そのスコットランドでも、ウイスキーの歴史はさほど古いものではない。スコットランドのウイスキーをスコッチ・ウイスキー（Scotch Whisky）と称しているが、そうした呼称が公になるのは、1909年の連合王国の政府委員会、スコットランドで醸造精製されたものに限って「スコッチ・ウイスキー」と規定してからである。

スコットランドでのウイスキーの歴史は、「命の水」（アクア・ヴァイティ、aqua vitae）にはじまり、その生産は15世紀頃からはなかったかといわれている²⁸⁾。史料としてはスコットランドの財務府記録があるが、それには1494年と記されている。しかし、その記録には、修道僧フィア・ジョン・コール（Fiar John Cor）が、国王から「アクア・ヴァイティ」の注文を受けことが記載されているので、製造の歴史は、「アクア・ヴァイティの注文」という内容からみて、15世紀といっても、94年といったような終盤ではなく、それより以前ではなかったかと解釈しても、辻褃が合うような気がする。

ウイスキー生産の始期はともかくとして、ウイスキーのはじまりが「アクア・ヴァイティ」（命の水）であったように、当初、その用途は飲用に限定されることなく、麻酔や消毒にも用いられていた。そうした目的もあっ

て、1505年には、エディンバラの外科床屋組合が医薬品として「アクア・ヴァイティ」の製造独占権を取得した事例がある²⁹⁾。確かに、医薬品として用いられていた一時期もあった。しかし、16世紀も半ばが過ぎると、「アクア・ヴァイティ」を、むしろトニック同様に、飲用酒として愛飲する人が増えてきた³⁰⁾。また、1570年ごろには、スコットランド西部ではワインの代用として飲まれはじめたともいわれている³¹⁾。

その当時の大麦で造られた「アクア・ヴァイティ」は、今のウイスキーとは異なり、その色は蒸留したままの状態で、無色であった。18世紀に入ると愛飲者も一段と増加し、ウイスキーはスコットランド各地で製造されるようになった。しかし、今日のような琥珀色のウイスキーになるまでにはやっかいな歴史が伴った。愛郷家スコットランド人の中には、現在でも、1707年の「合邦」について、「スコットランドが金で売買された屈辱的な出来事」と回想する人もいるが、琥珀色に変身を遂げたウイスキーは、合邦後の「予期せぬ出来事」からはじまった。それは「合邦条約」の酒税問題との絡みからである。

スコットランド議会が「アクア・ヴァイティ」をはじめスピリッツ (spirits) に酒税を課したのは1644年であった。その後、合邦までの間のスコットランドの税率については次のような記載がある。「税率は1スコッツ・パイン (約3分の1ガロン) 当り2シリング8ペンスであったが、それはおそらく国王軍の軍事費用のためであった。この酒税はクロムウェルの直接統治中には1スコッツ・クォート (約1.14リットル) 当り2ペンスに減税され、王政復古後には廃止された。しかし、スコットランド経済が行き詰まった1690年代の厳しい時代に、酒税は復活し、1ポイント当り2シリングになった³²⁾。スコットランドでスピリッツの愛飲者が増加したとはいえ、その当時は、スピリッツの量産体制の黎明期で、大きな醸造家といえるのは、カロデン (Culloden) のフォーブス (Duncan Forbes) をはじめとした2、3の蒸留所を数えるに過ぎなかった³³⁾。

スコットランドでは、1644年の酒税導入後も、王政復古後の一時期に廃止された経緯もあったが、1707年の合邦では、スコットランドに対する麦芽酒税の徴収は、スペイン継承戦争中は考慮して猶予することになった。しかし、イングランドでは、1675年の法令で、国の財源の確保や穀物の過度なスピリッツへの転用を防止することを目的として、スピリッツ類に対して麦芽酒税 (malt tax) を徴収していたことを思えば、「合邦条約」条項

で、イングランドがスコットランドに対して麦芽酒税の猶予策を講じたことは、寛大な処置そのものであった。第13条は、その表れで、そこにはスコットランドにおいての麦芽酒税の免税が規定されている。また、第14条では、「合邦条約」の段階で同意されたもの以外は、合邦以前にイングランドで定められているものでも、スコットランドでは適用されないと、規定している。

ところが、1712年の議会では、麦芽酒税のスコットランドでの適用が法案になり、翌年にその法案は可決され成立した。スコットランドにとっては重要な問題だったので、この法案が上程された1712年に、貴族院のフィンドレイター伯爵 (4th Earl of Findlater, James Ogilvie) は、このモルト税の法案を不満として、合邦解消の演説をおこなった³⁴⁾。しかし、議員数に優るイングランドに押し切られた形で麦芽酒税は可決した。とはいえ、結果的には、スコットランドを配慮しての税率であった。それは、イングランドに比べてスコットランドの大麦の品質が劣るという理由で、スコットランドに対する税率が2分の1に落ち着いたからである³⁵⁾。

スコットランドでの酒税に絡む本格的な騒動は1725年に起こった。それはウォルポール (Robert Walpole、首相1721-42) の麦芽酒税の導入にはじまった。その年のエール (ale、ビール的一种で、アルコール6パーセント、lagerよりも強く、porterよりも弱い) に対する酒税は1バレル (barrel、160リットル) 当たり6ペンス、麦芽酒は1ブッシュェル³⁶⁾ (bushel) 当たり3ペンスに引き上げられた³⁷⁾。そして、酒税反対運動はグラスゴー騒乱事件にまで発展した³⁸⁾。

麦芽税はエールの消費量の減少につながり、スピリットの消費量の増加に結びついた。そのことを裏付ける一つの材料が課税数量であり、1725年と26年のそれは、過去5年間の平均数量の2倍から3倍になっているという³⁹⁾。それから10年ほどが経過した1736、37年には25万ガロン (gallon、連合王国では1ガロン4.546リットル) を超え、1708年の10万ガロンに比べて2.5倍の生産量の増加をみた⁴⁰⁾。そして、その頃から、「アクア・ヴァイティ」、「命の水」は、ゲール語でウスケ・ベーハ (uisge beatha) といわれるようになり、その呼称がウスキー (usky) に、そして、ウスキー (whisky) ないしは whiskey) へと変化した。

他方では、その頃から、名称だけではなく、生産地やその製造方法にも変化がみられはじめてきた。そして、同時に生産地と製造方法がある種の

結びつきを持つようになった。酒税の導入によって経営が苦しくなった醸造家のうちのある者、それは特に、ロンドンからの徴税官が容易に立寄ることができたローランドに所在する蒸留所所有者は、高率酒税に対抗し少しでもコスト・ダウンをはかるということで、オート麦や小麦や馬鈴薯を原料としたグレイン・ウイスキー (grain whisky) といわれる混合ウイスキーを製造するようになった。そうしたグレイン・ウイスキーは税チェックが厳しく行われたローランドに多くみられ、それに対してモルト・ウイスキーはハイランド地方という構図になった。そうした構図は1803年、1811年、1814年と酒税が高まるにつれて顕著になった。また同時に、ハイランド地方には高額化する酒税を逃れた密造業者が潜伏し、役人の監視網を潜り抜け、密造活動を展開した。

長い引用になるが、北正巳は次のように記している。

「密造方法はきわめて単純である。まず、溪谷に沿った小川の清水に麻袋に入れた大麦を溶かしたあと、洞窟の中で10日ほど陰干して発芽させる。ついで泥炭 (peat) の炎で乾燥させて発麦芽 (malted barley) を作り、それを木樽の中に入れて熱湯を注ぎ麦芽汁 (wort) とする。そこにイースト菌を加えて発酵させる。この蒸留後の発酵麦芽汁 (wash) を蒸留壺 (pot-still) に入れて二度目の蒸留のあと、原麦芽ウイスキー (raw malt whisky) ができあがる。特にグレンリベット (Glenlivet)⁴¹⁾ 周辺の地域には、醸造に適した水・土・木・空気と、それに孤立した地域といった天然の要塞を思わせるような形で、200以上の密造所が集中していたといわれている。国王ジョージ5世や議員たちも、密造ウイスキー『リアル・グレンリベット』銘柄の愛飲者であったといわれている⁴²⁾」と。

このように、ハイランド地方に潜り込んだ密造業者は、ウイスキーを造ったもののそれを公然と売り捌くことができなかつたために、こっそりと買い求めに来る客がつくまで、徴税人の目を誤魔化し続けた。その手立てが密造ウイスキーをシェリー (sherry) の空き樽に入れて保存することであった。そうした苦肉の策が、ウイスキーを琥珀色に変え、風味の向上に結びついた。1820年代には、そうした密造ウイスキーがスコットランド全体の消費量の半分以上を占めていたという。

役人は違法ウイスキー製造業者の摘発に奔走したが、その成果は思わしくなかつた。そこで逆に、政府は、1823年、高率税を改め新税法の発布に踏み切った。新税法の発布はウイスキー業者の自主的登録の喚起を促す手

スコットランド主要都市とイングランド北部の都市

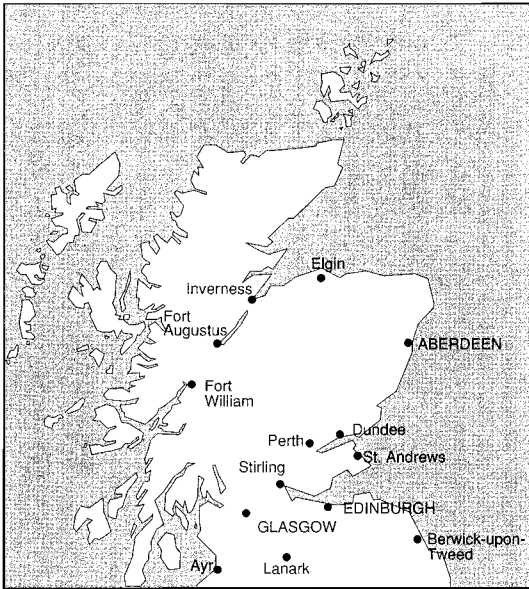
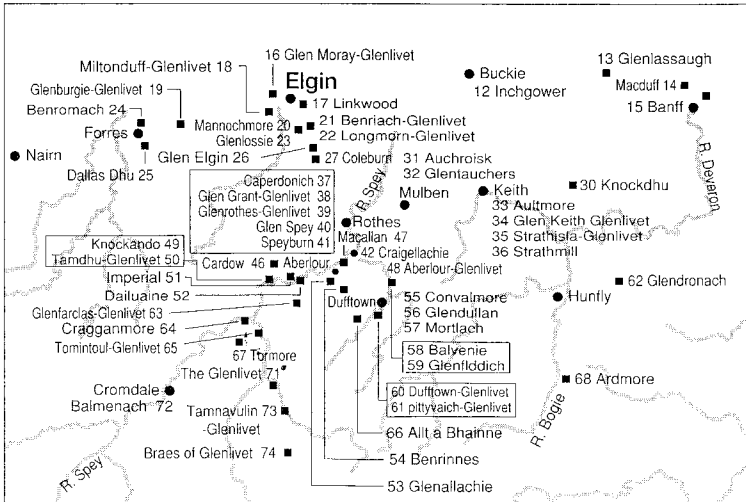


図4-1 ウイスキー街道に所在する蒸留所 (elginよりParthに向けて)



出所) スコッチ・ウイスキー地図より。
 なおElginの所在は上の地図に記載されている。

段でもあった。

産業革命の技術革新はウイスキー製造の現場にも波及した。1826年に新方式の蒸留器が発明された。その後、コフリー（Aeneas Coffery）の改良によって連続蒸留器が世にでた。この蒸留器の普及によって、ウイスキーの大量生産が可能になったばかりでなく、発酵液に麦芽（モルト）だけでなく、未乾燥の麦芽、発芽していない大麦、小麦、ライ麦、とうもろこしなどを原料にすることが可能になったので、大幅なコスト・ダウンにつながった。そうしたウイスキーの大量生産とコスト・ダウン化は工場の立地に影響を与えた。消費量の増加、原料仕入れの優位性、廉価な石炭燃料仕入れの可能性、製品流通の利便性、それらの諸点を勘案すると、ウイスキー製造業者の中にはそうした条件を満たすグラスゴーやその周辺に工場を建てる者もでてきた。そうした経緯で、グラスゴーのような産業都市においてスコッチ・ウイスキーの工業化が促進した。しかし、高額の酒税が見直され、量産化も可能になったが、1852年から56年にかけて、飲酒慣行を戒めた禁酒やスピリット類の節制キャンペーンなどもあって、産業化の歩みは必ずしも順風満帆ではなかった。

そうしたスコッチ・ウイスキーが世界市場に参入するのは思わぬ出来事からであった。それは、1880年代に害虫フィロキセラ（Phylloxera）がフランスをはじめヨーロッパの幾つかの国のぶどう園で繁殖したために、ワインが欠乏し、価格が騰貴したことによる。ワイン好きのイングランド人はワインが飲めなくなったので、ブランディに嗜好を変えるが、それもまた原料が葡萄ということもあってすぐに底をついた。割安のウイスキーはその間隙を縫ってイングランド市場に拡大した。イングランドに広まったウイスキーには、フランスのワインやブランディが従前の品質に回復するころになると愛飲者が増加しており、ヨーロッパの国々にも輸出されるようになっていた。スコッチ・ウイスキーは既に揺るぎない地位を確保していた。因みに、現在では、英国全体の経済にも大きな影響を与えている。ホワイト・ホース（White House）、ジョニー・ウォーカー（Johnnie Walker）、ジョン・ヘイグ（John Haig）、ブラック・アンド・ホワイト（Black & White）等、日本でも馴染みのブレンド・ウイスキーは世界中で愛飲されている。今日では、これらの銘柄を中心にスコッチ・ウイスキーは200か国以上に輸出されている。

ウイスキーの歴史は、合邦後のスコットランドにおける新たなるローラ

ンドとハイランドの構図をつくりあげる要因になった、ともいわれている。しかし、高い酒税の解消とウイスキーの量産化が可能になり、量産化を持続する需要の拡大が見込まれると、原料仕入れの優位性、廉価な石炭燃料仕入れの可能性、製品流通の利便性等が、ウイスキー経営の重要な要件になった。その結果、グレイン・ウイスキーはローランドに、シングル・モルトはハイランドにといった構図は、次第に解消しはじめた。そして、産業革命も終盤を迎え、ウイスキー消費量が高まり量産化の時代が訪れると、量産化に伴う原料や燃料の調達の利便性、製品の輸送等の便益性が一層重視されるようになり、ウイスキーを工場製造品と見立てた蒸留所立地論が展開した。

また、1860年以降のブレンド・ウイスキーの普及に伴って、ウイスキー蒸留工場主にも様相変化がみられはじめた。それまでのウイスキー蒸留所経営者は、どちらかといえば零細であった。しかし、ブレンド・ウイスキーが普及するにつれて、グレイン・ウイスキー工場を手に入れ業界に参入した経営者の中には、これまでのモルト・ウイスキーの製造者と異なり資本力を有していたので、ハイランド地方に分布していた多くのモルト・ウイスキーの蒸留所を吸収し、それらを自らの工場の傘下に置き、それらとブレンド・ウイスキーの原酒供給源としての下請化をはかった。そうしたブレンド・ウイスキーの工場主には、財力を有した商人が参入したケースも多々みられた。

5. スコットランドの経済的効果

— タバコ交易にはじまった産業都市グラスゴー —

グラスゴーの都市の様相は1707年のイングランドとスコットランドの合邦によって大きく変わった。その後のグラスゴーはスコットランドの産業革命 (Henry Hamiltonの学説に従うと、スコットランドのそれは、T. S. Ashtonがいうイングランドの産業革命1760年から1830年に比べて20年から30年遅れて開始し、1780年ないしは90年から1850年ないしは60年といわれている) を通じて着実に発展し、マンチェスター (Manchester) やバーミンガム (Birmingham) と並ぶ連合王国の代表的な産業都市に成長を遂げた。特に、産業革命終盤から20世紀に半ばにかけての機械工業と造船業の発展は目覚しく、ヴィクトリア (Victoria、在位1837—1901) 時代のグラス

ゴーはそうした産業を基盤に、世界の工場といわれた大英帝国の中核をなす工業都市に変貌を遂げた⁴³⁾。特に、クライド湾 (the Firth of Clyde) 地域の船舶の年間総生産量は、1850年には2万トンであったが、1900年には50万トンになり、第一次世界大戦直前には、世界総生産量の5分の1にあたる80万トンにのぼり、そこで建造された船種は豪華客船から軍艦に至るまで多種に及んだ⁴⁴⁾。

そんな大都市グラスゴーも17世紀のはじめまでは人口1万人ほどの都市であった。合邦直後の1708年でも、人口は1万3000人ほどを数えるに過ぎなかった。そのような小都市ではあったが、大聖堂が所在していたことや、グラスゴー大学が1451年に創設されたことなどもあって、スコットランド全域にその都市名は知れ渡っていた。その小さな都市が、合邦 (1707年) 以降、イングランドの航海条令の恩恵に授かることになる。グラスゴーの大都市への転換の要因について、北正己は次のように整理している。それは、①18世紀のタバコ貴族・開明地主による国際通商への参画とネットワークの形成、②スミス (Adam Smith) がその著書『国富論』で力説している経済人・文明人の登場と活躍による「市民社会」の形成、③アンダーソン・カレッジ (Anderson College) やグラスゴー大学が輩出した工業技師たちの活躍、の3点である⁴⁵⁾。

そうした要因が開花してか、表5-1 (スコットランドの主要都市の人口) をみてもわかるように、グレート・ブリテンが産業革命後半に入ってからグラスゴーの人口増加には目を見張るものがあり、その増加率は当時のスコットランドの主要都市を大きく凌駕するものであった。スコットランドの政治と文化の都市エディンバラ (エディンバラの港町リース (Leith) を含む) と比較しても、1801年のエディンバラの人口は約8万3000人、グラスゴーは7万7000人、その段階ではエディンバラの方が6000人ほど上回っていた。ところが、19世紀の終盤の1891年には、エディンバラの約33万2000人に対して、グラスゴーでは約65万8000人を数えた⁴⁶⁾。その増加率はエディンバラの約4.06倍に対して、グラスゴーのそれは約8.55倍であった。社会的人口増加も相俟って、産業革命時代のグラスゴーの人口増加率は、ロンドンを凌ぐともいわれた。そうした急激な人口増加を伴っただけに、グラスゴーは、19世紀前半を通じて、連合王国で最も不潔で非衛生的都市と酷評された時代もあった。そのためか、グラスゴーではその時期に熱病が猛威を振るい「医者にとって格好の調査研究の対象になった都市」とい

表5-1 スコットランドの主要都市の人口 (単位：千人)

年	Aberdeen	Edinburgh and Leith	Dundee	Glasgow	Greenock	Paisley
1801	27	83	26	77	17	25
1811	35	103	30	101	19	29
1821	44	138	31	147	22	38
1831	57	162	45	202	27	46
1841	63	166	63	275	36	48
1851	72	194	79	345	37	48
1861	74	203	90	420	43	47
1871	88	242	119	522	58	48
1881	105	295	140	587	67	56
1891	125	332	154	658	63	66

注) B.R.Mitchell & P.Deane, *Abstract of British Historical Statistics*, 1962, pp.24-7; *Census 1971 Scotland: Preliminary Report*, 1972, pp.3-8より, S.G.E.LytheとJ.Buttが作成したものを転載した。S.G.E.Lythe & J.Butt, *An Economic History of Scotland. 1100-1939*, 1975, Blackie, p.245.

った汚名まで頂いた⁴⁷⁾。

合邦以前のグラスゴー商人の貿易対象国はフランスやオランダであったので、グラスゴーはブリテンの西海岸に立地していたために、地理的にもわかるように、エディンバラやアバディーン (Aberdeen) のような東海岸に拠点を置く商人との競争では、劣勢に立たされていた。そうした状況の中でのアメリカ植民地市場の開放は、グラスゴー商人にとっては、大西洋貿易に適した立地性からまたとない機会を得た⁴⁸⁾。しかし、その成果が表れるまでには10年余りの歳月が必要であった。その当初は、グラスゴー商人は交易のチャンスを得たものの、残念なことに、大西洋を航海できるような船を持ち合せてはいなかった。そのために、グラスゴーに比較的近接しているイングランドの港ホワイトヘイヴン (Whitehaven) で備船契約をした船を用いて、細々と交易を行わなければならない状況にあった⁴⁹⁾。60トンほどの小船であったが、グラスゴー商人所有のタバコ専用船がクライド湾のグリーンノック (Greenock) で建造されるのは、1718年になってからである。

アメリカ植民地市場での取引の手法はいたって単純で、植民地の人たち

が需要していた商品（布、鉄砲、工具、皮革製品、乾燥魚等）をグラスゴーで調達し、それら運び込んだ帰りに、タバコの葉を持ち帰るというものであった。そうした単純な商取引にかかわらず、グラスゴー商人のタバコ取引が特化したのは、グラスゴーがブリテンで最も北部に所在する港を有した都市であり、その立地性が航行時間の短縮化と小回りのきいた商いに結びついたことであった。安売りもその一つで、時には、彼らは輸入したタバコの葉をイングランドのディーラーに相場より安く売ることがあった。そのために、アメリカ植民地とのタバコ取引を行っていたロンドン、ブリストル (Bristol)、リヴァプール (Liverpool)、ホワイトヘブンの商人たちを怒らせたという事態も発生した。

そうしたクレームを受けることもあったが、グラスゴーのタバコ交易は順調に進展し、1723年には、グラスゴーのタバコ交易に携わる船舶は2、30隻に増加した。そればかりでなく、アメリカ植民地へのタバコ交易を契機に、グラスゴー商人の大西洋交易は、西インド諸島にまで伸張し、砂糖も彼らの重要な取扱い品目になった。その後のグラスゴーにおけるタバコの輸入と再輸出については、表5-2（タバコの輸入と輸出：1755年～75年にみるグラスゴーのタバコの輸入と再輸出）が参考になる。グラスゴー商人の間で特化したタバコは、1772年には、スコットランドに運び込まれたタバコ総輸入量の80パーセントを占めた⁵⁰⁾。スコットランドに運ばれたタバコの取扱量が、この表5-2では1775年までとなっているが、この年にアメリカの独立戦争（1775-83年）がはじまり、タバコの供給が停止したことによる。しかし、タバコ商人の一部ではあるが、タバコの取引停止に伴う損害を被る前に、金融資本家に転化した者もいた。

表5-2 タバコの輸入と再輸出（1755-75年）

年	輸入（ポンド）	再輸出（ポンド）
1755	15,200,698	10,477,024
1760	32,182,508	24,771,724
1765	33,159,815	28,642,935
1770	38,708,809	39,490,824
1775	45,863,154	30,228,949

注) S.G.E.Lythe & J.Butt, *An Economic History of Scotland. 1100-1939*, 1975, p.174.

現在でも、イングランドの領域からスコットランドに入ると、スコットランドの銀行が発行するポンド紙幣が使用されている。それも3行で発行している銀行券を手にすることができる⁵¹⁾。その一つはスコットランド銀行 (Bank of Scotland) 発行のポンド紙幣である。この銀行の創立は、イングランド銀行創立の翌年1695年である。もう一つの銀行券がスコットランド・ロイヤル銀行 (Royal Bank of Scotland) 発行のもので、この銀行は1727年に創設された。スコットランドでは、スコットランド銀行が経営独占権を有した形で創設された。ところが、1715年のジャコバイトの蜂起に同銀行の理事がそれに加担したことを理由に、鎮圧後、同銀行の経営独占権は失効した。そうした経緯の中で、親イングランド貴族やレアード (laird) 等の働きかけがあって、スコットランド・ロイヤル銀行が創設されることになった。もう一つの紙幣はクライズデール銀行 (Clydesdale Bank) のものである。この銀行は前の二つの銀行とは異なり、グラスゴーの新興産業資本家たちの手によって1832年に創業をみたものである。この銀行の開設の経緯からみて、その当時のグラスゴーの産業資本家の力量を窺い知ることができる。しかし、グラスゴーでは、クライズデール銀行が営業を開始する以前の産業革命前夜に、幾つもの銀行が開設されている⁵²⁾。そうした銀行の規模や資本力はともかくとして、その当時グラスゴーで設立された銀行の中には、外国貿易に携わっていた商人、とりわけタバコ商人との関係をみることができる。

スコットランド銀行の支援を受けて1749年に設立されたシップ銀行 (Ship Bank、船舶銀行) は、貿易業者とりわけタバコ商人によって支えられていたし、翌年に創設されたグラスゴー・アームズ銀行 ((Glasgow Arms Bank) もまた、タバコ商人の力を借りていた。そして、1761年に開設されたスイスル (Thistle Bank、アザミ銀行) は、6名の出資者のうち4人がタバコ商人で、リッチー (James Richie)、グラスフォード (John Glassford)、マッコール (John McCall)、キャンベル (John Campbell) が名を連ねていた⁵³⁾。

しかし、その後、産業形態の変化に伴い、これらの銀行もその姿を変えた。シップ銀行は1837年にグラスゴー銀行会社 (Glasgow Bank Co.) と合併し、グラスゴー・シップ銀行 (Glasgow Ship Bank) になった。そして、翌年には、その銀行はグラスゴー・ユニオン銀行 (Glasgow Union Bank) と合併した。グラスゴー・アームズ銀行は、設立当初グラスゴー地区でスコットランド・ロイヤル銀行の代理店業務をしていたが、銀行間の競合関

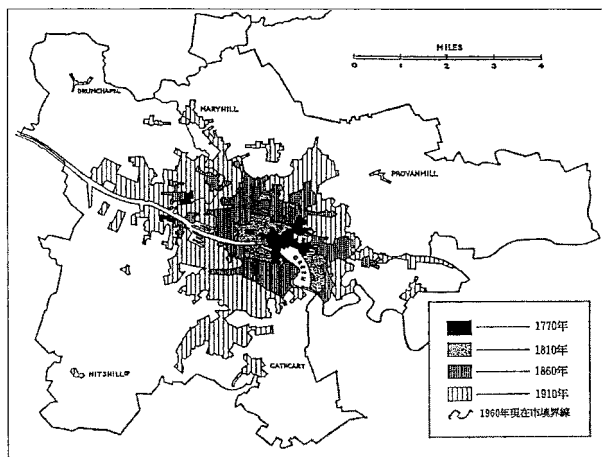
係が厳しくなり、1793年に倒産した。スイスル銀行は1836年にグラスゴー・ユニオン銀行に吸収された。

産業革命は、産業構造の転換をもたらし、それに伴い大規模資本の調達が必要になった。そうした経済的要請と相俟って、小規模銀行は合併を余儀なくされ、銀行に再編の時代が訪れた。先にあげたクライズデール銀行であるが、1838年に、グラスゴーの新興産業資本家グループを代表していたラムズデン (James Lumsden) 等が発起人になり、その後弱小銀行を吸収し、組織の巨大化をはかった⁵⁴⁾。その様に、スコットランドでの産業革命期は弱小銀行の統合整理の時代でもあり、タバコ商人が経営者として参画していた小銀行の中でも倒産した銀行は別にして、その他は大銀行の傘下に組み入れられていった。

アメリカ独立戦争後、グラスゴー商人はタバコの輸入と再輸出貿易の場を喪失し、タバコ関連産業にはこれまでのような繁栄はみられなくなった。それに代わって、グラスゴー貿易商人 (とりわけタバコ商人) によって蓄積された資本とイングランドで発明され開発されたジェニー機、ウォーター・フレイム、ミュール機が、スコットランドの水力 (一例としてのクライド渓谷の水源) と結びつき、綿織物産業の発展を促した。タバコの輸送を担っていたクライド湾に船籍を置く船舶は原綿の輸送に携わった⁵⁵⁾。アメリカ独立後数年が経つと、市街地から離れたレンフルー (Renfrew) やグラスゴー郊外に綿織物工場が建設された。渓谷のあるラナーク (Lanark) 地域にも水を動力源とした綿織物工場が建設された。レンフルーの発展は市域の領域的拡大をもたらした。そして、篤志家デール (David Dale) の後を継いでオーウェン (Robert Owen) が工場長を務めたニュー・ラナーク (New Lanark) の綿織物工場の操業は、グラスゴーの経済圏の拡大に結びついたらばかりでなく、子女の労働環境改善の先進的役割を担った⁵⁶⁾。その後、水力に代わり蒸気機関の時代に入るが、グラスゴーの綿織物産業の地位が失墜することはなかった。紡績の過程での漂白・染色・捺染には、水は不可欠で、グラスゴー市の周囲30キロメートル圏内には紡績工業が林立していた。

合邦⇒アメリカ植民地との交易⇒タバコ商人の活躍⇒小規模銀行の設立⇒銀行の吸収と合併⇒綿織物産業育成への資本蓄積といった図式を通して、産業都市グラスゴーは形成された。その図式は、タバコ商人による前期的資本の蓄積、その媒介としての銀行、蓄積された資本による産業化の転化、

図5-1 グラスゴー行政区域の拡大状況図



注) J. Cunnion & J. B. S. Giffilan, *The Third Statistical Account of Scotland*, Collins, 1958, p. 33.

それは産業都市誕生の論理の規範でもある。このような経緯を通して、スコットランドのもう一つの近代化、商業資本の整備とその後の産業化という図式ができあがった。その後、産業革命の進展は、綿織物のような消費財生産部門から機械産業や造船といった輸送産業、いわゆる生産財産業に移行することによって、グラスゴー市域は旧中心部から領域的拡大を遂げ、その過程の中で、クライド湾臨海部が産業拠点に変貌を遂げていった。その意味では、図5-1（グラスゴー行政区域の拡大状況図）が参考になる。

6. おわりに

2000年のスコットランド議会誕生以降、イングランドの領域においても、ユニオン・フラッグ (Union Flag) とは別に、イングランドの守護神セント・ジョージ (St. George, 白地に赤の十字架) の旗を掲揚している建物が目につくようになってきた。その一つは連合王国内における地域主義の高揚とも思われる。そうした現象は、少なくとも、スコットランド議会が開設した1999年以前にはあまりみられなかった。そして、その当時は、イングランドでは、ユニオン・フラングの謂れはともかくとして、その旗がイ

ングランドの御旗であるかのように、領域のいたるところに靡いていた。その意味では、1999年以前には、私のような外からイングランドをみるものにとっては、ユニオン・フラッグは「イングランドの旗」という印象を抱いた。ところが、1999年にスコットランドやウェルズが「権限の委譲」に基づく地方分権主義を獲得したことで、そのことがイングランドの領域に反作用し、ニューヨークと共にグローバルリズムの縮図ともいわれている世界都市ロンドンにおいても、連合王国の中でのイングランドといったイングランド・ローカリズムが表れはじめた。

それは従来型のイングランド＝連合王国、ないしは連合王国＝イングランドという図式とは異なるもので、新たな連合王国とイングランドの関係の模索がはじまったことを意味する。と同時に、彼らの中では、従来型の連合王国とイングランドを同一体としてみる見方とは異なる視点でのイングランド観が生まれ、彼らのアイデンティティの発露の一つが、セント・ジョージの掲揚につながったともみえる。これまでは、合邦後の二つのアイデンティティはスコットランド人の多くが内包してきたものであり、イングランド人は連合王国に対しては常に一つのアイデンティティを表現してきた。連合王国はイングランド人にとっては構成主体であって、連合王国は彼らの王国であったがゆえに、ユニオン・フラッグの掲揚そのものが、彼らのアイデンティティを象徴するものでもあった。その意味では、1999年の地方議会の成立、それに伴う地方分権主義は、連合国内の状況を大きく変えた。

スコットランド人の二つのアイデンティティの基になったスコティッシュネスとブリティッシュネスは1707年の合邦に起因した。それは、スコットランド人にとって、その合邦が、イングランドの寛容策によるともいわれている前例のない一国家二国教制の下で現実のものになった。スコットランド人は、その戸惑いは短期間で終わることなく、近代を通して係わり続けた。その間、スコットランド内には、対イングランドを意識した形での独自の宗教・法律・教育に関する制度的市民社会の形成がみられた。また、スコットランドでは合邦後も、レンマン (Bruce Lenman) がいうように、王許自治都市 (Royal Burgh) の特権が保持されたことによって、スコティッシュネスが温存されたことも重要な要素となった⁵⁷⁾。それは、合邦後も、スコットランド社会が、制度や権利を通して、スコティッシュネス・アイデンティティを保持する要因になったからである⁵⁸⁾。そうしたスコットランド

人の中にみるアイデンティティが表舞台で市民間の大議論になったのが、第1回目の「権限の委譲」の住民投票とそのための準備期間であった。権限委譲の運動の高まりは1978年中頃から79年3月にかけてである。その住民投票にかけるスコットランド人の心の内は、スコティッシュネスとブリティッシュネスに基づいた二つのアイデンティティの葛藤でもあった。

その葛藤のはじまりは、「スコットランドからみた独立の喪失」でもあった合邦からである。そしてその後、本稿で論述を試みた「ジャコバイトの乱」、「ウイスキー税問題」、「イギリス重商主義政策への参入・タバコ交易・グラスゴーの発展」といった史的展開を通して、二つのアイデンティティが別々の波動を有して揺れ動いた。また、そうした史的事項がスコットランド人のイングランドに対する嫌悪感の発端にもなった。ところが、嫌悪感に限れば、合邦後のジャコバイトの反乱では、それまでのものとは異なり、イングランド人とスコットランド人が相互に抱く嫌悪感として取り沙汰され、むしろイングランド人からスコットランド人に向けての批判が高まった。

確かに、合邦によって、スコットランド人の反イングランド感情は高揚したものの、イングランド重商主義政策への参入⇒タバコ交易⇒グラスゴーの発展の経緯を踏まえる中で、18世紀のスコットランド経済は発展の兆しをみせた。グラスゴーはグレート・ブリテン屈指の産業都市に成長し、また、エディンバラを中心に、世界的に著名な啓蒙学者⁵⁹⁾、ヒューム (David Hume, 1711-76)、スミス (Adam Smith, 1723-90)、ファーガソン (Adam Ferguson, 1723-1816) 等が輩出した。その二つの現実合邦を経てブリテンのパートナーとしてのスコットランド人の功績として讃えられるものであり、そうした状況下ではブリティッシュネスが高揚した。そこではスコティッシュネスを凌駕したブリティッシュネスが育成され、新しいスコットランド人像がつくりだされた。ヨーロッパではイングランドに次ぐ早い時期に産業革命を達成したスコットランドではあるが、それはスコットランド啓蒙思想、それに伴うスコットランド市民意識の高揚、スコットランド人の旺盛な起業家精神のなせる業であったことはいままでもないが、グレート・ブリテンによって与えられて商機はスコットランド領域の大きな契機になったことは確かである。

註

- 1) Hume Brown, *A Short History of Scotland*, Oliver and Boyd, 1910, p. 513.
- 2) William Ferguson, *SCOTLAND; 1689 to the Present*, The Edinburgh History of Scotland, Vol. 4, Oliver and Boyd, 1978, p. 47.
- 3) *Ibid.*, p. 48にあるように、通貨や度量衡、イングランドの国債に対するスコットランドの将来的対応や、スコットランド会社の株主への補償、私権に関するスコットランド法の原則的存続、公法についてのイングランド法との同化、議員数等の問題点に関するものであった。
- 4) *Ibid.*, pp. 52-53. その結果、スコットランド議会としての残された重要な仕事は、the united parliaments (連合議会) に向けて働くことになる州選出の30名と自治都市からの15名の代議士を指名することであった。また、合邦への一連の経緯については、David Daiches, *Scotland & Union*, John Murray, 1977, pp.131-136, が参考になる。
- 5) Hume Brown, *op. cit.*, pp. 515-516.
- 6) 以上全条項を大別すると、グレート・ブリテンの国政、行政並びに裁判権と司法に関する諸条項と、経済や経済政策に関わる諸条項とに分けることができる。
- 7) 既述の「合邦条約」に関する審議の経過については、David Daiches, *op. cit.*, pp. 138-162, が参考になる。
- 8) William Ferguson, *op. cit.*, p. 52
- 9) Hume Brown, *op. cit.*, p. 512.
- 10) 松井理一郎『スコットランドの原点—スコットランドが映し出す「イギリス」の光と影—』あるば書房、2005年、120頁。
- 11) 同書、120頁。また、William Ferguson, *op. cit.*, p. 52. には、「スコットランドには人口に関する解説書は完成していなかった。1707年の連合議会の前後にはスコットランドの全人口は100万人を超えるに過ぎないといった数字も、後になって推察したものに過ぎない。・・・また、土地についてもスコットランドの全面積のうち4分の1が耕作に適していた」といった主旨のことが論述されている。そうした文面からみて、人口統計資料が乏しかったことや、生活の基盤となる耕作可能地の状況からみて、人口や所得面での対比基準については推測の域を出ないという意見も成り立つ。
- 12) ナイジェル・トランスター著・杉本優訳『スコットランド物語』大修館書店、1997年、312頁。
- 13) David Daiches, *op. cit.*, pp. 139-162, には、各規定とその経緯についての論述があり、本節での条項の記述に関してはそれを参考にした。
- 14) *Ibid.*, p.161.

- 15) スコットランド人の多くが長老派教会に所属していたことは周知の通りである。その結果、スコットランドでは教会組織の制度化が行き渡り、地方教会会議 (kirk session)―長老会議―地域宗教会議 (synod)―総会 (General Assembly) という強固な教会制度を保持し、厳格なカルヴァニズムが保持された。ところが、合邦後、1712年に、寛容法 (Toleration) や牧師推薦法 (Patronage Act) が制定されると、教会統治における俗人 (特に地主) の役割が拡大し、そのことによって、スコットランド教会が軟化す傾向を持つようになる。しかしそれでも、合邦前に強固なカルヴァニズムの教会制度を有していたことが、合邦後のスコットランドの方向性を決める要件になったことは事実である。以上の論述は、小柳公洋『スコットランド啓蒙研究―経済学的研究』九州大学出版会、1999年、16頁に基づく。
- 16) 長老派教会が説く教育問題については、田口仁久『イギリス教育史―スコットランドとアイルランド』文化書房博文社、1993年、25-30頁が参考になる。また、矢田貞行『スコットランド中等教育制度史』北大路書房、1997年、5-6頁にも、スコットランドの教育の民主性について言及した箇所がある。矢田はいう「スコットランドでは15世紀までに大学が四つ設立されており、オックスフォード、ケンブリッジ大学のように、古典を中心とした思弁的教育に限られることなく、また、象牙の塔として孤塁を守るといようなこともなかった。『教区学校→文法学校→大学』という一貫した教育体系の下で、大学は貧富の差に関係なく、教育機会の門戸を均等に開いてきた。そして、当時これらの大学は、医学、自然科学ならびに社会科学の分野で時代の最先端にあった。また、そこでは実学の重視、科学技術教育の導入、実験と観察を中心とする実践的な教育が行われていたのである」と。この矢田の一連の論述は、角替弘志「スコットランド教育史」世界教育史研究会編『世界教育史体系 8・イギリスⅡ』講談社、1974年、233頁、に基づき整理したものであるが、そこには1560年のノックスらによる『規律の第一書』によって構想されたスコットランドにおける教育の特徴によるものだという主旨のことが記述されている。
- 17) 松井理一郎、前掲書、120-121頁。
- 18) ジャコバイト (Jacobite) はジェームズのラテン語名 Jacobus に由来した語である。1701年にジェームズが死去した後も、ジャコバイトはジェームズの子ジェームズ・フランシス・エドワード (James Francis Edward Stuart, 1688-1766)、さらには、その子チャールズ・エドワード (Charles Edward Stuart (Charles III, 1720-88) をそれぞれジェームズ3世、チャールズ3世と称し、そして、チャールズ・エドワードの弟カーディナル・ヘンリー (Cardinal Henry Stuart, 1725-1807) をヘンリー9世とし、彼らをスコットランド王家の王位継承者とした。しかし、彼らが描いたスコットランド王家継承問題も、

チャールズ・エドワードの1745年から46年に亘る反乱で消滅した。

- 19) William Ferguson, *op. cit.*, p. 56.
- 20) 文書内に列挙したジョージ1世の戴冠に関してスコットランド人が不満を抱いた理由については、リチャード・キレーン著、岩井淳・井藤早織共訳『図解スコットランドの歴史』彩流社、2005年、153頁、による。
- 21) 第6代マー伯爵であり、彼は合邦推進者の一人であった。彼はアン女王治下ではスコットランド国務大臣を担当した。しかし、ジョージ1世の治世では大臣を解任されたので、反乱に踏み切ったともいわれている。
- 22) Hilary Kemp, *The Jacobite Rebellion*, Almark Publishing Co. Ltd., 1975, pp. 39, 45-49、には、ジャコバイトと政府軍の対戦図やその戦いの模様が詳細に論じられている。またこの書物の書名が*The Jacobite Rebellion*とあるように、1715-16年と1745-46年のジャコバイトの戦いについての文献でもある。
- 23) リチャード・キレーン著、岩井淳・井藤早織共訳、前掲訳書、154頁。
- 24) William Ferguson, *op. cit.*, p. 140
- 25) Hilary Kemp, *op. cit.*, p. 77.
- 26) William Ferguson, *op. cit.*, pp. 149-150.
- 27) このパラグラフは、*Ibid.*, p. 56, Hilary Kemp, *op. cit.*, pp. 116-142、リチャード・キレーン著、岩井淳・井藤早織共訳、前掲訳書、158-161頁、等を参考にまとめたものである。
- 28) アイルランドでは12世紀後半には蒸留所がみられた。ジョン・R・ヒューム、マイケル・S・モス著、坂本恭輝訳『スコッチウイスキーの歴史』国書刊行会、2004年、45頁。
- 29) 同訳書、47頁。ところで、「外科床屋組合」といったように、外科医と床屋が合同で組合を組織しているが、当時は訳者坂本が注釈を添えているように、放血手術を床屋が行っていたことによる。
- 30) 同訳書、47頁。また、同書には「1555年に交付された法律の序文に基づく叙述があるように、この頃のスコットランドでは大きな規模で蒸留が行われていた。
- 31) S. G. E. Lythe, *The Economy of Scotland, 1550-1625*, Oliver & Boyd, 1960, p. 6.
- 32) この酒税に関する一連の記述は、ジョン・R・ヒューム、マイケル・S・モス著、坂本恭輝訳、前掲訳書、47-48頁による。
- 33) Duncan Forbesについては、Thomas Thomson (ed.), *Chambers A Biographical Dictionary of Eminent Scotsmen*, Vol. II, George Olms Verlag, 1971、の“Forbes”の項に詳述されているので参考にした。
- 34) 関源太郎『「経済社会」形成の経済思想—18世紀スコットランド「経済改良」思想の研究』ミネルヴァ書房、1994年、174-176頁には、「モルト税問題」に

- 関して、合邦後のフィンドレイター (James Ogilvie Findlater) をはじめとしたスコットランド人の不満の内容についての記載がある。
- 35) ジョン・R・ヒューム、マイケル・S・モス著、坂本恭輝訳、前掲訳書、50頁。
 - 36) 乾量や液量の単位。連合王国では液量、2,219.36立方インチ、36.37リットル、乾量 (各種の穀類、豆類、果物、芋類などの重量) としては、62ポンド、28.12キログラムである。
 - 37) ジョン・R・ヒューム、マイケル・S・モス著、坂本恭輝訳、前掲訳書、50頁。
この書物の著者は、この叙述を Henry Hamilton, *An Economic History of Scotland in the Eighteenth Century*, Oxford, 1963 pp. 110-122に基づき整理している。
 - 38) 同訳書50頁には、「グラスゴーでは、ショウフィールドで暴動が頂点に達し、1735年6月、同地区選出の国会議員で麦芽酒税に賛成したダニエル・キャンベルの豪邸が略奪され、11人の死者が出ることとなった」といった記述がある。
 - 39) この課税数量に関しては、S. Morewood, *An Essay on the Invention & Customs in the Use of Inebriating Liquors*, 1824, p. 322に引用されている統計資料に基づく。また、北正巳は著書『近代スコットランド社会経済史』同文館、1985年、301頁で、グラスゴー騒乱事件が落ち着くと、ウイスキー生産がビールのそれを凌駕する傾向がみられたと記している。
 - 40) 生産量については、ジョン・R・ヒューム、マイケル・S・モス著、坂本恭輝訳、前掲訳書、51頁、による。
 - 41) この注は筆者小林による。Glenlivetはスコッチ・ウイスキーの蒸留所の一つで、図4-1 (ウイスキー街道に所在する蒸留所) 内に所在する。2000年の夏、筆者はこの蒸留所を訪れるためにエルジン (Elgin) の古いイン (inn) に泊まった。そのインがウイスキー街道の表玄関にあるということもあって、そのインのパブの棚には街道に蒸留所を持ついわゆる地酒 (ウイスキー) が置かれていた。そもそもグレン (glen) とは、「谷間」や「峡谷」を意味し、そこは人目につきにくく、清らかな水もあり、かつて密造者がウイスキーを造るのに恰好の場所であった。国王が愛飲した密造酒グレンリベットも、そんな場所で造られた。見学できる蒸留所は限られていたので、手当たり次第に訪ねるわけにはいかず、そこで、そのパブの客の推薦を受けて、グレン・グラント蒸留所 (Glen Grant Distillery) を訪れることにした。現在ではグレン・グラントはウイスキー街道の名所になっているので、その蒸留所の入口には観光バスをとめる大きな駐車場もある。そのためかグレン (谷間とか峡谷) といいながら蒸留所の入口は公園を思わせるような広がりをもった景観になっていた。その意味ではかつて密造者がグレンに隠れ、そばを流れる水を利用してウイスキーを蒸留した古の様相を、そこからは思い浮かべること

もできない。そう思いながら蒸留所の門をくぐった。その入口には小川が注いでいた。昔パース（Perth）の近くの蒸留所を訪ねたときも、蒸留書の片隅に小川があった。ハイランド地方のどの小川の水の色も、透明に近いがやや茶褐色にみえた。その水がスコッチ・ウイスキーには欠かせないらしい。まさにウイスキーにとっての命の水である。しかし、グレン・グラントではその小川の水を使っていないという。それは小川の汚染による。その代わりに現在ではポンプで汲みあげた地下水を使っている。この一連の叙述は、拙著『スコットランドの都市—英国にみるもう一つの都市形成の文化史論』白桃書房、2001年、終章を基にしたものである。

- 42) 北正巳『近代スコットランド社会経済史研究』、同文館出版、1985年、304頁。
- 43) C. A. Oakey, *The Second City*, Blackie, 1976, p.159.
- 44) 木村正俊、中尾正史編『スコットランド文化大事典』原書房、2008年、「グラスゴウ」の項、146頁。
- 45) 北正巳『近代スコットランド鉄道・海運業史』御茶の水書房、1999年、13頁。
- 46) スコットランド産業革命の終盤に入った1851年の資料であるが、その段階でのエディンバラ（リースを含む）の人口は19万1221人でその内の10万6000人を上回る人たちが、エディンバラ人もしくはミド・ロージアン（Mid-Lothian）から来た人たちであった。それに対して、グラスゴーでは同年の人口32万9097人の内、その44パーセント、14万5022人が市内で誕生した人たちであり、20パーセントの6万4866人がラナーク（Lanark）、ダンバートン（Dunbarton）、スターリング（Stirling）、レンフルー（Renfrew）、エアー（Ary）出身者で、13パーセントの4万2928人がアイルランド生まれ、6パーセントの2万375人がアーギル（Argyll）、パース（Perth）、インバネス（Inverness）からであった。その他8000人程がイングランドからやって来た。この注の一連の記述は、S. G. E. Lythe & J. Butt, *An Economic History of Scotland 1110-1939*, Blackie, 1975, pp. 95-96, による。
- 47) 角山榮・村岡健次・川北稔の『産業革命と民衆』河出書房、1992年、192頁には次のような論述がある。「1825年～39年の間にグラスゴー王立病院に収容された患者は、全患者数の半分といわれるが、1832年には2734人、1837年には5387人であった。1840年代も熱病患者は衰えず、1846年1270人、1847年4732人、1848年1493人、1849年501人となっている。熱病の入院患者数が年により増減がみられるのは、病気の流行性と関係があり、しかも1837年とか1847年のような恐慌の年には熱病が大流行をみていることは特に注目し値する」と。
- 48) 「合邦条約」に基づくアメリカ植民地の対スコットランドへの開放問題については、第4条の連合王国の民は連合王国とその植民地において等しく通商と航海の自由を享受することができ、第5条ではスコットランドの船舶がグレ

- ート・ブリテンの船籍を有することができるといった規定から実現した。
- 49) J. Cunnison & B. S. Gilfillan (eds.), *Glasgow*, in *The Third Statistical Account of Scotland*, Collins, 1958, p. 96.
 - 50) S. G. E. Lythe & J. Butt, *op. cit.*, pp. 146-7. また、グラスゴーとタバコ商人、タバコ商人の活躍等については、T. M. Devine, *Tobacco Lords*, Edinburgh University Press, 1990、が参考になる。
 - 51) スコットランドでの紙幣の発行は、イングランドとの合邦以前の1695年のスコットランド議会でのスコットランド銀行法の制定までさかのぼる。
 - 52) Henry Hamilton の学説によると、スコットランドの産業革命は1780年ないしは90年にはじまる。その始期は、T. S. Ashton がいうイングランドの産業革命と比べると、20年から30年遅れて展開したことになる。その意味ではスコットランド領域では産業革命前夜にあたる。
 - 53) S. G. E. Lythe & J. Butt, *op. cit.*, p.153.
 - 54) 木村正俊、中尾正史編、前掲事典、16頁、「クライズデル銀行」の項より。
 - 55) Gordon Donaldson, *Scotland; Shaping of Nation*, David & Charles, 1974, p. 213.
 - 56) ニュー・ラナークはグラスゴーの南東50キロメートルのところに所在する。クライド (Clyde) 川の渓流に着目したデール (David Dale) は、紡績機械の発明者であり、当時紡績会社の経営者であったアークライト (Richard Arkwright) をその地に案内し、1783年にそこに紡績工場を建設することを決断した。操業がはじまると、彼の工場の優秀性は世界に轟き、1790年代にはノルウェー、ドイツ、スペイン、インドなど海外を含めて、年間750人の人たちがこの工場を視察しに訪れたという。その後、1800年から20年まで、デールの娘婿で、後の労働運動家 (空想的社会主義者でもある) オーウェン (Robert Owen) が、この工場の経営者の任にあたり、彼自らがこの工場で見守る労働者の労働環境の改善に努めた。尚、1790年の視察者の記述は、剣持一巳『イギリス産業革命史の旅』日本評論社、1993年、226頁による。また、この工場の労働状況やこの工場でのオーウェンの労働環境の改善策の具体的事例については、拙著、前掲書、76-82頁で叙述されている。
 - 57) Bruce Lenman, *Integration, Enlightenment, and Industrialization, Scotland 1746-1832*, Edward Arnold, 1981, p. 1.
 - 58) 小柳公洋、前掲書、16頁。
 - 59) ここでは啓蒙学者と記述したが、ここに記したヒュームをはじめとした3名の学者はスコットランド啓蒙思想家とも称されている。スコットランド啓蒙は、18世紀後半に、ローランド地方部都市、とりわけエディンバラを中心に起こった学術・文化・技術を総称したもので、「スコットランド啓蒙思想とか啓蒙思潮」ともいわれ、The Scottish Enlightenment と表記されている。